

議案第22号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 前条の単純な労務に雇用される職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。</u>）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(災害派遣手当等)</u></p> <p>第13条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本組合に派遣された職員及び<u>大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第55条その他の法律の規</u></p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 前条の単純な労務に雇用される職員で、常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「職員」という。）の給与は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、災害派遣手当（<u>武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。</u>）、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(災害派遣手当)</u></p> <p>第13条 災害派遣手当は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第31条その他の法律の規定により災害応急対策又は災害復旧のため本組合に派遣された職員（<u>武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）</u></p>

定により復興計画の作成等のため本組合に派遣された職員で、住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

第153条その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本組合に派遣された職員及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第43条の規定により新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため本組合に派遣された職員を含む。）で住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

2 武力攻撃災害等派遣手当は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第153条（同法第183条において読み替えて準用する場合を含む。）その他の法律の規定により国民の保護のための措置の実施のため本組合に派遣された職員で住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

[新設]

3 特定新型インフルエンザ等対策派遣手当は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第26条の7（同法第38条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により特定新型インフルエンザ等対策の実施のため本組合に派遣された職員で住所又は居所を離れて本組合構成団体の区域に滞在することを要するものに対して支給する。

[新設]

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年12月22日提出

説 明

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に替えて特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を新設するとともに、災害派遣手当の支給対象となる職員の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。